

契約事務取扱細則第26条の2に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

[illegible]

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

(注2) 公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。